

# 令和4年6月2日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年6月2日(木)  
15時54分～16時42分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件  
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件  
議案第11号 農用地利用集積計画の制定について  
議案第12号 小矢部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 非農地通知について  
3) 業務報告・予定  
4) その他

出席委員 20名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	13番 宮 西 勝 昇
4番 坂 田 信 一	14番 加 賀 谷 良 雄
5番 日 光 善 治	15番 高 田 太 衛
6番 三 輪 和 雄	16番 碓 善 秋
7番 吉 江 秀 一	17番 木 村 鉄 雄
8番 前 田 真 一 郎	18番 沼 田 吉 雄
9番 西 尾 和 三 郎	19番 渋 谷 忠 司
10番 多 田 博 次	20番 唐 島 隆 夫

欠席委員

令和4年6月2日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、ご苦労さまです。時間前ですが皆さんお揃いですので、始めたいと思います。本日は大変忙しい中、総会に出席くださり、大変ご苦労様でございます。来たる31日全国農業委員会会長大会ということで東京の方へ行ってきたわけですが、その時には午前中は県選出の国会議員の先生方に政策提案ということで持続可能な農業、農村を作るための政策ということで要請してまいりました。また、午後からはそれらについて全国大会でいろいろ協議してきました。誰も何もいうこともなく、それぞれ皆さんでやろうということでございまして、そのあと事例発表ということで山口県山陽市の新たな適正化活動についてということと栃木県の足利市の農地集積事業と最適化事業の発表がありました。去年、私らも論議しておりましたように、適正化活動については各市町村によっては、日誌も独自のものをつくっていけばという話も聞いておりました。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会6月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、20名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。7番の吉江委員さん、8番の前田委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第9号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計1件</p> <p>○議案第10号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計2件</p> <p>○議案第11号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>○議案第12号 小矢部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p>

	<p>受付番号2番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は2筆で合計面積は5,170㎡となっております。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、1ページから4ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号2番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告いたします。</p> <p>今ほど説明がございましたように、位置図の4ページくらいまでご覧いただいて、譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。</p> <p>申請地は〇〇番地の田んぼ 2,572 ㎡、〇〇番地の田 2,598 ㎡で合計は 5,170 ㎡です。譲渡人の〇〇さんは 2011 年に父の〇〇さんが亡くなられた後、弟の〇〇さんが成年後見人として引き継がれました。その後、2018 年に〇〇さんに引き継がれて現在に至っています。その〇〇さんの住所が〇〇で、小矢部まで来て田んぼなどできないということで、誰か買ってくれる人はいないかと探しておられました。その時に譲受人の〇〇さんがその田んぼが姉の田んぼかつ自分の田んぼの隣であるということとその土地を放棄せず守っていかなければという思いもありまして、所有権の移転ということです。〇〇さんは現在 2,802 ㎡の田を耕作されておまして、今後やり続けるという思いでありますので、問題はないのではないかと思います。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第9号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第9号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第10号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。</p>

事務局	<p>受付番号12番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。1筆の面積が96㎡で、墓地敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、5ページから10ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号12番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>調査報告を行います。</p> <p>譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。今回譲受人の〇〇さんに話を聞いてきました。今回の申請の理由としては、門徒の方からの墓じまい等の相談が多く、墓じまいを行うことで先祖の納骨場所についての問い合わせが多くなったそうで、現在、願稱寺さんではお預かりできないため、今後のことを考えて合同墓の建設の計画を立てたそうです。実際にその場所へ行ってみましたが、今のところ、水の取り入れ口等もなくビニールシートを張ってある状態でした。</p> <p>所有者の同意、地区の同意を得ていますので大丈夫だと思えます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>受付番号12番について、質問が無いようですので、次に、受付番号13番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号13番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さん、〇〇さんです。面積が9.65㎡で住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、11ページから14ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号13番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さん、〇〇さん夫妻です。</p> <p>申請場所は〇〇197-1 畑で 9.65 m<sup>2</sup>、申請理由は住宅の建築ということで伺っております。</p>

	<p>〇〇さん、〇〇さんに話を伺ってきました。現在〇〇さんは、小さいお子さん 2 人とアパートに住んでおられて、これから子どもの成長に伴い、近くにこども園、小学校、中学校、病院などまわりに公共施設が充実しているということで、この土地に住宅を建てたいということで、今回の申請を行ったものであります。〇〇の自治会また〇〇の土改の同意書も添付されておりますので、問題ないかと思えます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>道路拡幅の残地ですね。</p>
〇〇委員	<p>交差点が広がって道路拡幅の工事をやっているところです。</p>
〇〇委員	<p>登記するのにお金が結構かかるので、今後このようなことがあったら気を付けて下さい。</p>
会長	<p>以上質問が無いようですので、「異議なし」として議案第 10 号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第 10 号については「承認」といたします。</p>
会長	<p>続いて、議案第11号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第11号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。  3 ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。  内訳につきましては、4 ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」利用権設定が 5 件で、合計面積が47,568㎡でありすべて新規となっております。「6年以上10年未満」の利用権設定はありません。「3年以上6年未満」の利用権設定が 1 件で、面積が2,426㎡であり、新規となっております。  「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。  申請の内容は 5 ページから 6 ページに記載のとおりです。  これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>

会長	それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第11号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第11号については「承認」といたします。
会長	続いて、議案第12号の『小矢部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について』事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第12号の『小矢部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について』ご説明いたします。</p> <p>7ページから9ページをご覧ください。改正案を見え消しで記載しております。青字は改正前のもの、赤字は改正後のものとなっております。</p> <p>この指針につきましては、第1の基本的な考え方に記載してありますように、平成28年4月1日から農地等の利用の最適化の推進に関する指針を各農業委員会で策定するように定められたため、平成29年8月7日に総会に議案提出し、委員の承認をいただき策定したものであります。</p> <p>今回総会で改正案を議案提出させていただいた訳につきましては、目標が平成35年3月、つまり令和5年3月となっているため、今年度中に改正する必要があるということと、後程報告事項でご説明させていただきます令和4年度最適化活動の目標の設定等において、令和4年度の農地の集積率の目標を公開することとなりますが、改正前の指針には集積率が90%という非常に高い数値となっているため、今月の総会で承認いただかないと相互に整合性が取れなくなるため、今月の総会で議案提出させていただきました。</p> <p>それでは赤字で記載されています改正箇所につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>第1の基本的な考え方では目標年次を記載させていただいております。富山県が令和4年3月31日に富山県農業・農村振興計画を策定いたしました。その目標年次が令和13年度とされたところであります。この指針につきましてもその計画を基本として改正させていただくため、令和13年度を目標とさせていただきました。</p> <p>次に遊休農地の解消目標につきましては、令和3年度末の遊休農地は3.2haで割合は0.09%となっております。これを令和8年度末までに遊休農地を半分の1.6haに減少させ、令和13年度末には遊休農地をなくしたいという目標となっております。</p> <p>次に8ページになりますが、担い手への農地利用集積目標について</p>

	<p>であります。令和3年度末の集積面積は2,857.6haで集積率は79.6%となっております。これを令和8年度末には集積面積を2,865haとし、集積率は79.8%に高め、令和13年度末には集積面積が2,872ha、集積率は80%とするものであります。これは11ページに富山県農業・農村振興計画の抜粋を添付させていただいておりますが、4つの項目の中で2項目目のローマ数字Ⅱの⑩に担い手による経営面積の割合が記載されており、目標の令和13年度の数値が80%とされているため、小矢部市においても集積率の目標を80%とさせていただいたところであります。</p> <p>次に9ページの新規参入の促進目標についてであります。令和3年度の新規参入経営体数は0でありました。これを各年度に1経営体の新規参入を目指すものであります。</p> <p>以上であります。</p>
会長	それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。
〇〇委員	目標達成できない場合はペナルティはあるのですか。
事務局	この指針につきましては、ペナルティはありませんが、後ほど説明する令和4年度の目標につきましては、達成すればその分加算されるということです。
〇〇委員	集積率を令和13年度末までに80%になっているが、面積にしたら14haということですが、具体的な推進方法は(2)の①②③ということですか。これのできるのですか。
事務局	まず昨年どれだけかといいますと、令和3年度の集積面積2,767.7haでした。今現在ですと、令和4年度4月の集積面積は2,857.6haで、だいたい90ha増えておりますので、令和3年度だけが異常に高かったということになっておりますけれども、今の状態では達成できると考えております。
〇〇委員	小矢部市全体では集積率が悪いということになっているのですか。
事務局	悪くないです。
〇〇委員	ものすごく高い率で集積されていますよね。放棄地みたいや小矢部市でいうと山間地などのところはあるが、毎年地域で会合するときに、田んぼや地面を集積してなにかするということをしてできないうちはいっぱいあります。無理して集めないといけないのかという意見が出ていました。矛盾があるのではないですか。
事務局	今の目標は90パーセントですが、富山県は80%、今回の改正で80%にすれば今76.9パーセントなので、達成可能なのではないかと思います。

会長	無いようですので、「異議なし」として議案第12号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第12号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 協議事項は、今回ありません。
会長	次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出 12ページ 2)非農地通知について 14ページ 3)業務報告・予定 17ページ 4)その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件についてであります。ご質問等ございませんか。
〇〇委員	最適化活動の日数については、先月は5日以上と聞いておりましたけれども。
事務局	5日を超える活動が必要でして、年間61日以上となるので、目標は6日／月とさせていただきます。
〇〇議員	本日の議案12号を議論させていただきましたが、これを最適化の日数に入れてよいですか。
事務局	本日は総会なので入りません。
会長	以上無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	皆さまごくろうさまです。農繁期の方も一段落したということでこれからも作物管理をしていただいて高品質、高収益を目指していただきたいと思っております。テレビや新聞でご存じだと思いますが、先日26日宇川会長の水田で献穀田の田植祭が執り行われました。農業委員会としては、私は会長代理として出席させていただきました。宇川会長におかれましては、大変名誉でめでたいなことだと思っております。心よりお慶び申し上げます。以上報告させていただきます。6月の総会を終了させていただきます。ご苦労様でした。
	—6月総会終了—



上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和4年6月2日

会長 宇川 傳 浩

議事録署名委員 7番 吉 江 秀 一

8番 前 田 真一郎